

平成 2 7 年 第 1 回 定 例 会

教 育 民 生 常 任 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 7 年 3 月 3 日)

栄 町 議 会

教 育 民 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程

平成27年3月3日（火曜日）午後2時35分開会

事件(1) 付託議案の審査

議案第15号 介護予防・日常生活支援総合事業等の実施の猶予に関する条例

出席委員（13名）

委員長	橋本	浩君	副委員長	大野	徹夫君
委員	菅原	洋之君	委員	金島	秀夫君
委員	染谷	茂樹君	委員	藤村	勉君
委員	松島	一夫君	委員	山田	真幸君
委員	野田	泰博君	委員	高萩	初枝君
委員	戸田	栄子君	委員	大野	博君
委員	大澤	義和君			

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

総務課長	長崎	光男君	財政課長	中澤	寿司君
福祉課長	埜	寄久雄君			

出席議会事務局

事務局長	湯原	国夫君	書記	野平	薫君
------	----	-----	----	----	----

◎ 開 会

○委員長（橋本 浩君） ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（橋本 浩君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第15号、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施の猶予に関する条例であります。

お諮りいたします。議案第15号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（橋本 浩君） 異議なしと認めます。よって、町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

〔説明員 着席〕

長崎総務課長、及び埜寄福祉課長、ご出席をいただきましてありがとうございます。

議案第15号介護予防・日常生活支援総合事業等の実施の猶予に関する条例を議題といたします。すでに本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） それでは補足といたしまして、今回の猶予条例に関しまして、全国等の状況についてご説明を申し上げます。まず、全国的には本年の27年4月1日からの実施は7%の自治体で実施するというような報道がなされております。続きまして、県内の状況でございますが、県内ではやはり4月1日からの実施は5市でございます。松戸市、柏市他3市で5市が27年4月1日からとなります。続きまして郡内の状況でございます。郡内におきましては、栄町を含め、地域支援事業につきましては8の市町、八街市を除きます8の市町が29年4月の2年間の猶予を設ける条例を提案中でございます。なお、1市の八街市でございますが、こちらは、28年の4月1日までの猶予をするという情報を得ております。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 非常に短い条例でございますが、まず、1番基本的にこの条例は他の条例に比べて第何条第何項というのが無いんですけど、こういう形式というのものもありませんか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいまのご質問ですが、条立が通常の条例の規定の仕方にな

りますが、今回につきましては、非常に定めるべき事項が極めて限定されております。また、題名自体が規定内容を表しているため、見出しを付けたりあるいは条立とする必要性がないことから今回項立の条例という形で提案をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 確かに見れば分かるとおりということだと思います。現状についてお尋ねしますが、介護予防事業というものの現状、利用状況というんですか、そういうものはどうなっていますか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、介護予防事業につきましては、大きく二つに分かれております。いわゆる2次予防事業と呼ばれるものと、一般高齢者を対象としました1次予防事業という形がございます。順を追って現在の見込みでございますが、平成26年度の利用者見込みでございます。

まず、2次予防事業が延べ380人の見込みでございます。事業につきましては2事業で、栄にここに健康塾と栄すこやか健康塾の二つの講座を実施してございます。

二つ目の1次予防事業でございますが、こちらは26年度の見込みで延べ1,020人程と推計してございます。事業につきましては、脳の健康教室といきいき広場の2事業でございます。

現在、そのような状況でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 26年度見込みということでございましたけれども、状況はどうなんでしょうか、25年度と比べて、こういうのは増えてる、減ってる、増える傾向にあるんですかね。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 25年度と比較しますと、いずれも増加する傾向にございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ここで猶予するんだというふうな条例ですけども、これ、地域支援事業というんですか、本来はやらなきゃいけないという地域支援事業というのは、猶予するものも含めてやるものも含めてどういうものなんですか。地域支援事業というのは。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 地域支援事業と一口で呼ばれましても、非常に多くの事業の集合体になってございます。大きく分類しますと、介護予防日常生活支援総合事業が一つございます。それと、現在、地域包括支援センター等で実施してございます包括的支援事業の二つが大分類という形になりまして、その中がまたいくつかに分かれております。今回、平成27年

4月から実施すべき地域支援事業につきましては、大きく4つございます。1点目が介護予防日常生活支援総合事業、2つ目が在宅医療介護連携推進事業、3つ目が認知症総合支援事業、4つ目が生活支援体制整備事業ということになります。補足で説明しますと、このうち、今回実施を猶予すべきと町が判断して条例で提案させていただいたものが、まず、1番目にお話ししました介護予防日常生活支援総合事業と認知症総合支援事業この二つを猶予するべきものという形で考えております。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 猶予するのがこの条例の提案理由に書いてある介護予防日常生活支援総合事業と認知症総合支援事業これは猶予と。猶予しないのが在宅医療介護連携推進事業と生活支援体制整備事業と、これはやるということでございますけども、やるというからにはやるんですけども、なんかすごく難しい名前で医療、介護の連携だとか猶予しないでできますか。

○委員長（橋本 浩君） 埜崎福祉課長。

○福祉課長（埜崎久雄君） まず、今のご質問の事業でございます、一つ目の在宅医療介護連携推進事業でございますが、現在、国からの、厚生労働省からの説明でございますが、でございますと、この中で、まず、地域の介護サービス資源の把握ですとか、そちらの資源の課題等の抽出の対応の協議というような形で8項目の活動をなさいたいということが示されております。その中で町としましては、医療介護サービスの資源情報を一括してリスト化すること、あるいは地域の医療介護サービス資源の把握等を今年の6月から概ね月1回のペースで医療関係者、介護関係者あるいは薬剤師の方ですとかと月1回のペースで、今、協議を重ねているところでございます。そういう状況から判断しまして、厚生労働省の求めている活動については実施することは可能であると判断しまして、今回、本条例には入れなかったということでございます。2つ目の生活支援体制整備事業でございます。こちらについては27年度当初から実施を求められるものではございませんで、27年度中に生活支援団体との協議体、またはその設置のための準備委員会を立ち上げれば良いという事に厚生労働省の説明がなされておりますので、既に本町では今年の1月20日に生活支援団体等との連絡会議をすでに開催してございますので、27年度中の協議体への格上げについて可能と判断しまして今回、本条例には猶予はしないという判断をしたところでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） なんとなく出来そうですね、それは。はい分かりました。再確認というか、猶予する2つですね。介護予防日常生活支援総合事業と認知症総合支援事業、これは2年間の猶予をしなきゃ出来ないと判断された理由というのは。事業の内容というのがどういふものかというのも、まだよく分からないんですけども、なぜ、これは2年間の猶予が必要

だったんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、今回猶予すべきものと判断したのは、まず、介護予防日常生活支援総合事業でございます。こちらにつきましては、まず、厚生労働省の方からは、現在の介護予防事業のうち、介護予防を居宅介護支援、いわゆるヘルパー業務でございます、と、介護予防通所介護、デイサービスでございます。この2事業を地域の住民活動団体等が主体となったサービスをするということが、今回大きな改正点でございますが、その担い手につきましては、生活支援団体との会議を始めたところですが、具体的に、では、どういう基準でやっていただくのか、あるいは、それに対する経費はいくらぐらい予定しなくてはいけないのかということ、話し合いをしたうえで決定していくしかないという状況でございます。また、量的にも現在活動されている団体だけが移行すれば必要量、需要を賄えるのかとかというところも併せて検討したうえで準備をせざるを得ないということで準備期間に時間を要することから今回、猶予しなくてはならないのではないかと判断に至ったところでございます。

もう一つ認知症総合支援事業でございますが、こちらについては、何度か皆さまもお聞きになったと思いますが、認知症初期集中支援チームの設置を目指すものでございますが、こちらは、このチームの名前のおり特に認知症に精通された医療関係者、医師でございます、を確保したり、その方が更に国の定めた研修を受けなければ、基本的には認知症集中支援チームとしては認めないという厚生労働省の見解がございますので、医師の確保、あるいは研修期間等を考慮しまして期間を憂慮せざるを得ないのではないかと判断に至ったところでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） その件について1点確認したいんですけども、全国では7%県内では5つの市が即実施するという事だったんですけども、即実施できるということは、今までそれに関するようなことをやってきていたという前提があるんですかね。実施できる市町というのは。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 県内で先ほど5市が実施という形でお答えしましたけれども、その中に国が事前にモデル事業としてやった事業がございます。こちら、いずれも人口30万人を超えております松戸市ですとか柏市。ご存知のように柏市と東京大学と一緒に研究を長年続けていたというベースがあったり、あるいは、松戸市とかにいきますと、地元の医師会の協力が以前からなされていたりというような状況で、例えば、自治体内に認知症の診断や治療を専門とする病院があるとか、というように諸条件が揃っている自治体が先行して始めているのではないかと判断してます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） わかりました。試験問題始めに教わっていたようなもんなんだね。それを聞いたら、本当に2年間の猶予でできるのかなという危具もあるんですが、猶予は2年以上はとれないんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 前の松島委員の質問と今回の質問の合わせの回答になるんですが、小規模自治体については、医療関係者の確保が非常に大きな問題になりますので、この認知症対策のみが平成30年4月まで猶予は可能という形になっております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 30年で聞くと随分先みたいだけど、たった1年だよ。29年に比べれば。とにかく29年4月1日の実施目指してやる訳ですけども、2年間どういうスケジュールで進んで行って2年後の4月1日に、ぽんといけるのかという、どういうふうなこと考えてらっしゃいますか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） これからというところもあるんですが、大まかな町の現在の考えということでご了承いただければと思います。

まず、1点めの介護予防日常生活支援総合事業については、先ほど説明を申しあげましたとおり、すでに関係者との打合せを進めておりますので、27年の早い時期に協議体としての位置付けをしまして、できれば今年の年末位までには、事業の基準ですとかそれに要する経費の単価、仮単価までは決めていきたいと考えております。そうしませんと町あるいは団体等の予算が28年度中にスタートして準備をしていただかないとというのがございますので、できれば来年の3月位までには正式な単価と、基準までもっていかなくてはいけないというふうには判断してございます。

次の認知症総合支援事業につきましては、現在、精神科等の医師が町内におりませんので、近隣の医療機関に、やはり27年度の早期に人選を含めて依頼をかけたいと思っております。その後、まだ国の義務付けられている研修のスケジュールが示されておられませんので、その辺りまでには人選をお願いしまして、やはり今年度末までには基本的に関係者の全て了承をとったうえで29年度にはスタートできるような体制を図っていきたいと考えております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） この間の我々の勉強会でも地域包括ケアシステムの1番のネックは医療との連携だと言われてますんで、とにかく鋭意検討されることをお願いするしかないんですけども。1番最後に条文のことで、新介護保険法の115条云々に規定する介護予防日常生活支援総合事業については、とにかくこうだと書いてある、円滑な実施を図るために猶予しますと。その下だと、新介護保険法第115条の45第2項第6号に掲げる事業についてはと書

いてあって、なんとか事業と書いてないんだけども、こっちは規定する介護予防日常生活支援総合事業だ、こっちは掲げる事業だ、なぜないのですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こちらについては、第2項の認知症総合支援事業につきましては、第1項の介護予防日常生活支援総合事業の様に介護保険法中にその事業名を明記した規定がありません。そのため、事業名を引用できませんので、規定してございます。第115条の45第2項第6号に掲げる事業という形で規定をさせていただいております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ということは、ここには認知症総合支援事業とは書いてない訳ね。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） そのとおりでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） この認知症総合支援事業というのは、誰がどういう理由でこういう名称付けたの。栄町が付けたの。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こちらは、厚生労働省が示した事業名の中の事業名を使わせていただいております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） この、猶予に関する条例、これは結局実施が遅れても構わないよという意味なんですよ。それで、結局、いま国が打ち出しているのは、自分の自治体でそういうお年寄り達をみなさいよということの、流れの一つできているんですけども、その小さい自治体になると、さっき言ったように精神科医もいないし、そういう人達を預かる場所もないし、預けるにしたって、いろんなすごい細かい、例えばお泊りするにはスプリンクラーがなくちゃいけないとか、そういう所に場所が無い訳ですよ。そういうのは、施設の人達が勝手にやりなさいよと言っても、その施設は例えば借りてやってる施設が結構あるんですけども、借りてやってる施設に、家の中雨降ったらスプリンクラー作動するような、もしやったら家中が水浸しになるから、それはやめてくれという、そこは使えない訳ですよ。そういう問題が実際ありまして、これ、皆さんにも言っているんですけども、私の母、92歳の母が結局入ろうと思っても入れない、だから成田へ行行ってやっているけれども、成田からは今度、もう、地域でやりなさいよと言われている、でも地域でやりなさいよと言っても、幼稚園とか保育園は100%入れるようになっているけれども、じいさんばあさんは今度入れなくなっている訳なんです。

だから、そういう問題もあって、これは、国の厚生労働省の役人が実態を全然把握しないで、名前を猶予なんて書いているけど、遅延なんですよ、これ。結局紙に書いてあるとおりに出来ないから猶予してもいいですよという、これは、ものすごいまやかしの条例になりつつあるなどというふうには感じているんですけども、それは、現場の方にいていろんな困った老人達集めて話してるけど、そんな感じはしませんか。これ大変なことなんですよ。もちろん国のとおりにやんなきゃいけないですけど。どう思われますか。全体的な話で。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こういう席ですので、私の個人的な発言は控えさせていただきます。まず、前提として現在提供されています介護給付事業と介護予防の給付につきましては、従来どおり提供されます。今回猶予される分は、いまのご質問にあったとおり、地域でできることは地域でという分野が入ってきたというところでございます。ただ、こちら、先ほど言われましたように小規模な自治体においては、当然医療資源がないですとか、栄町は幸運にも住民活動が非常に盛んなので、すでに連絡会議等の関係者集めることが出来ておりますが、これが人口5,000人未満の過疎地で面積も栄町の何十倍もある自治体で同じ事をすぐやれと言ってもこれは、非常に難しいのではないかというふうな想像できるところです。ですので、国の方でもそういう事が分かってまいりましたので、非常にこの事業についても、最初は医療と介護の連携といったときに、24時間の医療介護の提供体制を整えなさいと言っていたものが、今回は情報の提供ですというふうな言い方になってきたりしてございますので、その辺は厚生労働省も当然見ているということでございます。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） これ、一般質問の中にも入っているんですけど、町長に近隣市町村とのコラボレーションというか、協同でどうやってやっていくかということで、これも実は頭の中へ入れていたんですよ。栄町みたいな小さいところは、隣に大きい立派な精神科医もいるような市があって、こっちにも大きいのがあって、佐倉もあって立派な市がたくさんあるじゃないですか。そういうところの周りとのコラボレーションというか、そういうのは地域でもってやるという地域の限定というのはどうなんですか、栄町は栄町だけなんですか。こちら辺のそういう老人介護だとか何とかいうものに関して。それを教えてください。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、介護保険につきましては施設サービスと在宅サービスに大きく分かれておりまして、ただいまのご質問にございました、特別養護老人ホームですとか、老人保健施設、栄町で言いますとケアセンターにあたるような所ですが、こちらについては、そもそも広域で利用し合うものとして制度化されております。ただ、在宅につきましては、基本的に住み慣れた地域でサービスを受けて生活するという事を前提にしておりますので、今回の第6期介護保険事業計画だけではなく、当初から日常生活圏を設定しなさいというような

考え方になっております。栄町は概ね中学校区に生活圏をとということで、栄町、面積もそう広くない自治体でございますので、基本的には1つの日常生活圏域という形で設定をさせていただいております。その中で在宅等のサービス、特に施設によらないものについては、極力、完結できるような形で考えていきたいと思っております。そうしますと非常に町民の方も利用しやすい、例えばショートステイですとかデイサービスの利用ができるということになりますので、町としましてもそういう形で考えていければと思っております。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 栄町に、これから何人位認知症が毎年増えていくとか、何年間の期間の間にどのくらいのそういう設備が必要なのかという、そういう計算は既にできていて、そういう人達は何人位増えるから、栄町はどの位の施設を作らなきゃいけないかっていうのも全部ある程度計算はできている訳ですね。それが、時間までの間に栄町ではできるかという事なんですけれども、できそうなんですかこういうのは。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、施設関係につきましては広域の圏域でやりますので、栄町の場合は必要量としてそれほど、例えば、特別養護老人ホームを100室整備しなくては不足しますよというような必要量は出ておりません。在宅については、基本的に利用量の盛んな事業については、第6期の介護保険事業計画で3年間の延べの必要量を算出しております。そのうえで介護保険料等を定めなくてはいけないことでございますので、その辺までは算出は済んでおります。計画上も、必要回数あるいは延べ人数等の形で計画上のせさせていただきます。そういう状況でございます。

○委員長（橋本 浩君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 今までの話を聞いていると、認知症関係に関しては非常に難しいなという感じを受けるんですよ。実際のところ、医師をまずみつけなくちゃしょうがないし、その医師に研修に行ってもらえない訳でしょう。なかなか医師がそんな研修に行くかどうか、猶予が30年という形で言っていましたけれども、もし、達成できなかった、その時に何か罰則みたいなものあるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 実施できなかった自治体に対するペナルティーというものは、まだ、私どもも把握してございません。そういう情報は聞いてございません。ただ、栄町の場合の認知症対策については、幸運にも駅前的小川先生が認知症サポーター医の資格は既に持っているらしいので、大変お忙しい方なんですけどその方が研修を受けていただければ。ただ認知症で問題行動ある方の入院施設というのは郡内でも、成田市ですとか、印西市の旧印旛村地区にしかございませんので、やはり町外にお話をしていかななくてはいけないというふうには、今のところ思っております。

○委員長（橋本 浩君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 何回聞いても、栄町でも認知症関係の人は確実に増えていると思うんですよ。防災メールでくるのもほとんど認知症だと思いますから、そういう状態で非常に難しいなと感じております。

以上です。

○委員長（橋本浩君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） これから、団塊の世代がどんどん認知症になってきますよね。若年性もありますから、かなりの率で認知症というのは、間近に迫っているんです。認知症初期集中支援チームだとか、認知症地域支援推進委員だとかというのを、始めておかないと間に合わなくなってくるんですよ。そういう意味では特養だとか老健だとか普通のグループホームなんかでも、認知症の人はいっぱいいるんですよ。栄町も。だから、今後どうするかというと、在宅で認知症を推進員が回って、病院はあるんですよ。成田病院でも。そういう事を早くやらなきゃいけない事について、課長の考えはどんな考えなんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） お答えします。ご質問にありましたとおり、後期高齢者になりますと、ある一定の割合で認知症が発生するというのは、厚生労働省の研究で発表されておりますので、当然、認知症の方が増えていく、ただし、現在、認知症状示す方というのは、いろいろな疾病が原因になっているものでございます。アルツハイマーの若年性のものから、老年性あるいは脳血管認知症ですとか。早期に治療・リハビリを行えば、日常生活が非常に一部分の支障だけで特に問題なく生活ができるという様な研究結果も発表されておりますので、今回の認知症初期集中支援チームについては、そちらを基本的には考えているものと考えております。また、今回町の計画でも、それでも認知症が進む方というのは、ゼロではございませんので、第6期介護保険事業計画では、在宅でちょっと難しくなった方についてはグループホームでの生活、あるいはショートステイ等の組合せを行います事業所を一つ町内に整備していかなくてはいけないということで、位置付けはさせていただいております。その辺は早期にやらなくてはいけないとは考えております。

○委員長（橋本浩君） 染谷委員、15号議案に絞って質疑を。大切な話なんですけど、ちょっとずれてきますんで。菅原委員。

○委員（菅原洋之君） 介護予防日常生活支援総合事業というところで、協議体を設置するって27年の末までですか、に協議体として位置付ける部分で、町として、その協議体にきていただいているNPOだとかボランティア団体だとか、そういう所に対してどの様な事を求めているのかっていうところは、今現在、講想だとかってありますか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） お答えします。いま、現状で栄町が求めているという基準は現

在持ってございません。こちらの質疑の中でございましたが、その自治体の特性に合わせた事業形態ですとかそちらをするものでございますので、あくまでも栄町の地域資源等を活用してできる団体や、活動されている方のご協力をいただきながら、その辺は決めていきたいと考えております。

○委員長（橋本浩君） 菅原委員。

○委員（菅原洋之君） というところで、担えるような団体さんてどれ位あるんですか。

○委員長（橋本浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 大変申し訳ございません。1月の連絡会議に出た団体の資料を持ち合わせておりません。ただ、全参加者がすぐ事業開始と共に担えるかとは考えてございませんので、この辺は皆様の状況をお聞きしたうえで、判断していかなければならない問題だというふうに考えております。

○委員長（橋本浩君） 他にございますか。これにて質疑を終わります。

それでは、これより議案第15号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きいたします。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本浩君） これにて各委員からの意見、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○委員長（橋本浩君） 挙手全員。

よって、議案第15号介護予防・日常生活支援総合事業等の実施の猶予に関する条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

◎ 閉 会

○委員長（橋本浩君） 本日の会議を閉じます。

以上をもって、教育民生常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時18分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年5月7日

教育民生常任委員会
委員長 橋本浩